



新潟県



発 行 新 潟 県

号 外 1

令和 7 年10月31日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

条 例

- 26 新潟県議会議員及び新潟県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（市町村課）
- 27 新潟県立学校条例の一部を改正する条例（高等学校教育課）

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

- (1) 新潟県議会議員及び新潟県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- (2) 新潟県立学校条例の一部を改正する条例

令和 7 年10月31日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県条例第26号

新潟県議会議員及び新潟県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
 新潟県議会議員及び新潟県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(平成6年新潟県条例第4号)
 の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(趣旨) 第1条 この条例は、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、新潟県議会議員及び新潟県知事の選挙における法第141条第1項の自動車(以下「選挙運動用自動車」という。)の使用、法第142条第1項第3号及び第4号のビラ(以下「選挙運動用ビラ」という。)の作成並びに<u>法第143条第1項第5号</u>のポスター(以下「選挙運動用ポスター」という。)の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。 (選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続) 第8条 県は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第3号又は第4号の選挙の区分に応じ当該各号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。 (1) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚以下である場合 <u>8円38銭</u> (2) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚を超える場合 <u>41万9,000円と5円62銭</u>にその5万枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該選挙運動用ビラの作成枚数で除して得た金額(1銭未満の端数がある場合には、その端数は、1銭とする。) (選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支	(趣旨) 第1条 この条例は、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、新潟県議会議員及び新潟県知事の選挙における法第141条第1項の自動車(以下「選挙運動用自動車」という。)の使用、法第142条第1項第3号及び第4号のビラ(以下「選挙運動用ビラ」という。)の作成並びに<u>法第143条第1項第4号の3の個人演説会告知用ポスター(新潟県知事の選挙の場合に限る。)</u>及び同項第5号のポスター(以下「選挙運動用ポスター」と総称する。)の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。 (選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続) 第8条 県は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第3号又は第4号の選挙の区分に応じ当該各号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。 (1) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚以下である場合 <u>7円73銭</u> (2) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚を超える場合 <u>38万6,500円と5円18銭</u>にその5万枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該選挙運動用ビラの作成枚数で除して得た金額(1銭未満の端数がある場合には、その端数は、1銭とする。) (選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支

払手続) 第11条 県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙区におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。 (1) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 <u>586円88銭</u>に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において同じ。） (2) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 <u>29万3,440円</u>と<u>30円73銭</u>にその500を超える数を乗じて得た金額との合計額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額	払手続) 第11条 県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙区におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。 (1) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 <u>541円31銭</u>に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において同じ。） (2) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 <u>27万655円</u>と<u>28円35銭</u>にその500を超える数を乗じて得た金額との合計額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の改正は令和8年1月1日から、その他の改正は公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の新潟県議会議員及び新潟県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

新潟県条例第27号

新潟県立学校条例の一部を改正する条例

新潟県立学校条例（昭和39年新潟県条例第46号）の一部を次の表のように改正する。

(下線及び太枠部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前																								
(設置) 第 1 条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第 2 条第 1 項の規定に基づき、別表第 1 に掲げる新潟県立中学校（以下「中学校」という。）、別表第 2 に掲げる新潟県立高等学校（以下「高等学校」という。）、別表第 3 に掲げる新潟県立中等教育学校（以下「中等教育学校」という。）、別表第 4 に掲げる新潟県立特別支援学校（以下「特別支援学校」という。）を設置する。 2 (略) (入学考査料) 第 2 条 <u>中学校又は中等教育学校の入学者選抜考査</u>を受けようとする者は、入学願書に添えて、2,200 円の入学考査料を納めなければならない。 2・3 (略) (授業料等の減免) 第 4 条 知事は、特別の事情のある生徒及び<u>中学校、中等教育学校又は高等学校の入学者選抜考査</u>を受けようとする者で授業料、入学料若しくは入学科相当額又は入学考査料（以下この条において「授業料等」という。）を納めることが困難な理由のある者その他特に必要と認める者については、授業料等の全部又は一部を免除することができる。 第 6 条 前条の規定により知事が定めるもののほか、<u>中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校</u>の管理に関し必要な事項は、教育委員会が定める。 附 則 (略) 別表第 1（第 1 条関係） <table border="1"> <tr> <th>中 学 校 の 名 称</th><th>位 置</th></tr> <tr> <td>新潟県立柏崎高等学校附属中学校</td><td>柏 崎 市</td></tr> </table> 別表第 2（第 1 条関係） <table border="1"> <tr> <th>高 等 学 校 の 名 称</th><th>位 置</th></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>新潟県立新潟北高等学校</td><td>新 潟 市</td></tr> <tr> <td><u>新潟県立碧高等学校</u></td><td><u>新 潟 市</u></td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> </table>	中 学 校 の 名 称	位 置	新潟県立柏崎高等学校附属中学校	柏 崎 市	高 等 学 校 の 名 称	位 置	(略)		新潟県立新潟北高等学校	新 潟 市	<u>新潟県立碧高等学校</u>	<u>新 潟 市</u>	(略)		(設置) 第 1 条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第 2 条第 1 項の規定に基づき、別表第 1 に掲げる新潟県立高等学校（以下「高等学校」という。）、<u>別表第 2 に掲げる新潟県立中等教育学校（以下「中等教育学校」という。）及び別表第 3 に掲げる新潟県立特別支援学校（以下「特別支援学校」という。）</u>を設置する。 2 (略) (入学考査料) 第 2 条 中等教育学校の入学者選抜考査を受けようとする者は、入学願書に添えて、2,200 円の入学考査料を納めなければならない。 2・3 (略) (授業料等の減免) 第 4 条 知事は、特別の事情のある生徒及び<u>中等教育学校又は高等学校の入学者選抜考査</u>を受けようとする者で授業料、入学料若しくは入学科相当額又は入学考査料（以下この条において「授業料等」という。）を納めることが困難な理由のある者その他特に必要と認める者については、授業料等の全部又は一部を免除することができる。 第 6 条 前条の規定により知事が定めるもののほか、<u>高等学校、中等教育学校及び特別支援学校</u>の管理に関し必要な事項は、教育委員会が定める。 附 則 (略) 別表第 1（第 1 条関係） <table border="1"> <tr> <th>高 等 学 校 の 名 称</th><th>位 置</th></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>新潟県立新潟北高等学校</td><td>新 潟 市</td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> </table>	高 等 学 校 の 名 称	位 置	(略)		新潟県立新潟北高等学校	新 潟 市			(略)	
中 学 校 の 名 称	位 置																								
新潟県立柏崎高等学校附属中学校	柏 崎 市																								
高 等 学 校 の 名 称	位 置																								
(略)																									
新潟県立新潟北高等学校	新 潟 市																								
<u>新潟県立碧高等学校</u>	<u>新 潟 市</u>																								
(略)																									
高 等 学 校 の 名 称	位 置																								
(略)																									
新潟県立新潟北高等学校	新 潟 市																								
(略)																									

別表第 3 (第 1 条関係)
(略)

別表第 4 (第 1 条関係)
(略)

別表第 2 (第 1 条関係)
(略)

別表第 3 (第 1 条関係)
(略)

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和 7 年11月 1 日から施行する。
(公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正)
- 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和33年新潟県条例第12号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(趣旨) 第 1 条 この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号。以下「法」という。）第 4 条第 1 項の規定に基づき、 <u>県立の中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の学校医、学校歯科医又は学校薬剤師</u> （以下「学校医等」という。）の法第 3 条に規定する補償（以下「補償」という。）の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第 1 条 この条例は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号。以下「法」という。）第 4 条第 1 項の規定に基づき、 <u>県立の高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の学校医、学校歯科医又は学校薬剤師</u> （以下「学校医等」という。）の法第 3 条に規定する補償（以下「補償」という。）の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定めるものとする。

(新潟県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

- 新潟県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年新潟県条例第57号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前																				
別表第 1 (第 2 条関係)	別表第 1 (第 2 条関係)																				
<table border="1"> <tr> <th>執行機関</th><th>事務</th></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>6 教育委員会</td><td><u>県立中学校及び県立中等教育学校の前期課程における学校給食費についての援助に関する事務であって規則で定めるもの</u></td></tr> <tr> <td>7 教育委員会</td><td>公立の特別支援学校及び<u>県立中学校（県立中等教育学校の前期課程を含む。）への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）によるものを除く。）</u>であって規則で定めるもの</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> </table>	執行機関	事務	(略)		6 教育委員会	<u>県立中学校及び県立中等教育学校の前期課程における学校給食費についての援助に関する事務であって規則で定めるもの</u>	7 教育委員会	公立の特別支援学校及び <u>県立中学校（県立中等教育学校の前期課程を含む。）への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）によるものを除く。）</u> であって規則で定めるもの	(略)		<table border="1"> <tr> <th>執行機関</th><th>事務</th></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>6 教育委員会</td><td>県立中等教育学校の前期課程における学校給食費についての援助に関する事務であって規則で定めるもの</td></tr> <tr> <td>7 教育委員会</td><td>公立の特別支援学校及び<u>県立中等教育学校の前期課程への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）によるものを除く。）</u>であって規則で定めるもの</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td></td></tr> </table>	執行機関	事務	(略)		6 教育委員会	県立中等教育学校の前期課程における学校給食費についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	7 教育委員会	公立の特別支援学校及び <u>県立中等教育学校の前期課程への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）によるものを除く。）</u> であって規則で定めるもの	(略)	
執行機関	事務																				
(略)																					
6 教育委員会	<u>県立中学校及び県立中等教育学校の前期課程における学校給食費についての援助に関する事務であって規則で定めるもの</u>																				
7 教育委員会	公立の特別支援学校及び <u>県立中学校（県立中等教育学校の前期課程を含む。）への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）によるものを除く。）</u> であって規則で定めるもの																				
(略)																					
執行機関	事務																				
(略)																					
6 教育委員会	県立中等教育学校の前期課程における学校給食費についての援助に関する事務であって規則で定めるもの																				
7 教育委員会	公立の特別支援学校及び <u>県立中等教育学校の前期課程への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）によるものを除く。）</u> であって規則で定めるもの																				
(略)																					